

障がいのある人もない人も共に暮らすまち・にいざ

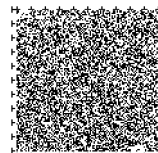
第6次新座市障がい者基本計画
第7期新座市障がい福祉計画
第3期新座市障がい児福祉計画



新座市
イメージキャラクター
ゾウキリン

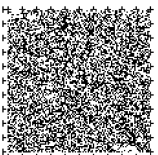
令和6年3月

新座市



計画書には、音声コード（Uni-Voice）を印刷しています。

この音声コードには文字情報が組み込まれており、スマートフォン等の活字文書読み上げアプリを使って、音声で内容を読み上げることができます。



はじめに

本市では、平成17年に、市の障がい者に対する基本的な施策の姿勢を示すものとして、「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」を制定しました。平成26年には、障害者基本法の改正や障害者差別解消法等を踏まえ、障がいによる誤解、偏見等をなくし、互いに理解を深めることを目的とした「心のバリアフリー」を規定するなどの改正を行い、障がいのある人もない人も共に暮らすことができる地域社会の実現に向けて、障がい者施策の推進に努めてまいりました。



令和4年8月、「障害者の権利に関する条約」の締結国として、国際連合において、障害者の権利に関する委員会による政府報告の審査が実施され、同年9月、同委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表されました。この動向を踏まえつつ、国におきましては、令和5年3月に、障害者基本計画（第5次）を閣議決定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

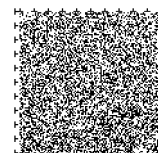
本市におきましても、障がい者をめぐる制度等が進展していく中、障がい者一人一人の人権を尊重し、個々のニーズに合わせ、きめ細かな支援を行うため、令和6年度から令和11年度までを推進期間とする「第6次新座市障がい者基本計画」並びに令和6年度から令和8年度までを推進期間とする「第7期新座市障がい福祉計画」及び「第3期新座市障がい児福祉計画」を一体的に策定いたしました。計画を推進することにより、基本目標である「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、共に安心して暮らし、みんなにやさしく誰もが幸せを感じる地域社会の実現」を目指してまいります。

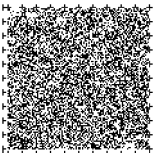
計画の実現は、行政だけではなく、市民の皆様を始め、各団体、事業者の皆様等地域を支える全ての人たちが力を合わせて取り組んでこそ、なし得るものと考えておりますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定に当たりまして、貴重な御意見や御提案を頂きました新座市障がい者施策委員会及び新座市地域自立支援協議会の委員の皆様、市内の障がい者団体の皆様、そして「障がいのある人もない人も共に暮らせる新座市をつくるための調査」に御協力を頂きました市民の皆様にご心から御礼を申し上げます。

令和6年3月

新座市長 並木 傑





共に暮らすための新座市障がい者基本条例

平成17年3月31日

条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、障がい者の支援について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、障がい者の自立及び社会参加を促進し、もって障がいのある人もない人も分け隔てられることなく互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）又は難病に起因する身体若しくは精神上の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障がい者の自立及び社会参加の妨げとなる物理的障壁、制度上の障壁、意識上の障壁並びに文化面及び情報面における障壁その他一切のものをいう。

(共に暮らすことができる地域社会)

第3条 障がい者の支援は、第1条に規定する社会を実現するため、全て障がい者は、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、人生の全ての段階において、その尊厳にふさわしい生活を営む権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 全て障がい者は、地域社会を構成する一員として、身体的、心理的、社会的その他あらゆる支援を受ける権利が保障されること。
- (2) 全て障がい者は、その意思に基づき、どこで誰と生活するかについて選択できる機会が確保されるとともに、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 全て障がい者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

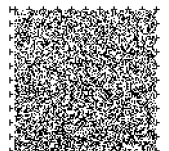
(差別の禁止)

第4条 何人も、障がい者に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去については、できる限り、障がい者に合わせて必要な変更又は調整を行う等の合理的な配慮がされなければならない。

3 市は、第1項に規定する行為の防止及び前項の合理的な配慮について、啓発及び知識の普及に努めるものとする。

(市の責務)



第5条 市は、前2条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がい者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、施策の策定及び実施に当たっては、障がい者及びその家族並びに関係団体等の意見を聴き、障がい者の意思を十分に尊重し、それぞれの障がい者の障がいの状態、性別、年齢、家族関係及び社会関係に配慮しなければならない。

3 市は、基本理念に対する市民及び事業者の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、第1条に規定する社会の実現に寄与するよう努めるとともに、障がい者の支援に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うとともに、障がい者の雇用の促進等障がい者の支援に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

2 障がい者の福祉に携わる事業者は、その福祉サービスの提供に当たっては、障がい者及びその家族並びに関係団体等の意見を聴き、障がい者の意思を十分に尊重し、それぞれの障がい者の障がいの状態、性別、年齢、家族関係及び社会関係に配慮しなければならない。

3 前項に規定する事業者は、質の高い福祉サービスを提供するため、自己評価の機能を高めるとともに、第三者による客観的な評価を受けるよう努めなければならない。

（社会参加の推進）

第8条 市及び事業者は、次に掲げる環境の整備を推進するとともに、障がい者の移動支援等の充実を図り、障がい者が社会活動その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するものとする。

(1) 障がいのある児童及び生徒と障がいのない児童及び生徒とが、共に育ち、及び学ぶことのできる保育環境及び教育環境

(2) 障がい者の就労支援、就労、生涯学習、余暇活動等の環境

（バリアフリー化の推進）

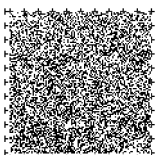
第9条 市、市民及び事業者は、社会的障壁をつくらぬよう、及び取り除くよう努めなければならない。

2 前項の規定による社会的障壁の除去に当たっては、心のバリアフリー（障がいによる誤解、偏見等をなくし、互いに理解を深めることをいう。）について配慮するよう努めなければならない。

3 市及び事業者は、その所有し、又は管理する施設及び提供する各種サービスについて、障がい者が円滑に利用することができる環境の整備に努めなければならない。

（相談及び支援体制の充実）

第10条 市及び障がい者の福祉に携わる事業者は、相談その他の障がい者の支援に当たっては、専門技術及び職業倫理の向上並びに障がい者及びその家族が必要とする福祉サービスの把握及び充実を努めるものとする。



2 市は、障がい者の意思決定の支援に配慮し、障がいの状態、性別、年齢、家族関係及び社会関係に応じて成年後見制度その他の障がい者の権利擁護に関する制度及び事業の利用促進を図るものとする。

(防災及び防犯)

第11条 市は、障がい者が安全にかつ安心して地域生活を営むことができるようにするため、障がいの状態、性別、年齢、家族関係及び社会関係に応じて、災害時に必要な支援及び犯罪に巻き込まれないために必要な支援を行わなければならない。

2 市は、地域住民や関係団体と連携し、地域での支援体制の整備を支援するよう努めるものとする。

(連携による総合的支援の推進)

第12条 市は、障がい者の福祉にかかわる関係機関、団体及び事業者と密接な連携を図り、障がい者の支援体制の総合的な調整を行うものとする。

2 医療、保健、福祉、教育、就労、住宅、交通、防災、防犯等に携わる団体及び事業者は、各分野間において密接な連携を図るとともに、市及び関係機関との連携を図り、障がい者の支援を行うものとする。

3 市民、障がい者の福祉にかかわる団体等は、市及び関係機関との連携を図り、地域社会全体で障がい者の支援を行うものとする。

(個人情報保護)

第13条 市及び事業者は、障がい者及びその家族の支援に際し、必要な支援の提供が損なわれることのないよう万全の配慮をしつつ、その知り得た個人情報の保護を図るものとする。

(地域福祉活動の支援)

第14条 市は、障がい者及びその家族、関係団体、地域住民等が行う、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための自発的な活動に対し、必要な支援を行うものとする。

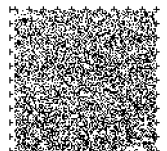
(障がい者施策委員会)

第15条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条第1項の規定に基づき、新座市障がい者施策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第16条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、障害者基本法第11条第3項の規定による障がい者計画の策定に関し、調査審議すること。
- (2) 前号に規定する計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べること。
- (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第18条第1項に規定する情報の交換及び協議を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障がい者の施策の実施に関し、必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べること。



(組織)

第17条 委員会は、委員22人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、市長は、委員の一部を公募により選出するものとする。

- (1) 障がい者及びその家族
- (2) 障がい者福祉関係団体の代表者
- (3) 障がい者の福祉に携わる事業に従事する者
- (4) 関係機関の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 市民

(任期)

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第19条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第21条 委員会の庶務は、総合福祉部において処理する。

(委任)

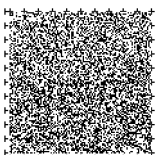
第22条 この条例に定めるもののほか、障がい者の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

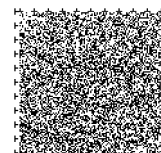
第1条 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

[略]



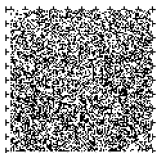
目次

第1章 計画の概要.....	1
第1節 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の期間.....	4
4 用語の概念及び表記について.....	5
5 計画の構成.....	7
第2節 計画の基本目標.....	8
第3節 障がい者施策に係る動向・取組.....	10
1 国等の障がい者施策に係る動向.....	10
2 埼玉県の障がい者施策の取組.....	13
第2章 施策の基本方針と施策体系.....	15
第1節 施策の基本方針.....	15
第2節 施策の体系.....	16
基本方針1 共に支える地域づくりの推進.....	16
基本方針2 権利擁護の充実.....	17
基本方針3 共に育ち、学ぶ保育・教育の充実.....	18
基本方針4 安全・安心な福祉のまちづくりの推進.....	19
基本方針5 保健・医療の充実.....	20
基本方針6 生活支援サービスの充実.....	21
基本方針7 就労支援施策の充実.....	22
基本方針8 社会参加の拡大.....	23
基本方針9 計画推進基盤の整備.....	24



第3章 分野別施策の展開..... 25

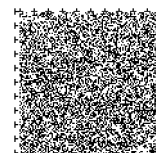
基本方針1 共に支える地域づくりの推進.....	25
1-1 ノーマライゼーションの普及・啓発.....	26
1-2 地域福祉活動との連携.....	26
1-3 ボランティア活動の促進.....	27
基本方針2 権利擁護の充実.....	28
2-1 情報提供及び相談支援体制の充実.....	29
2-2 差別解消、権利擁護に関する制度等の普及.....	30
基本方針3 共に育ち、学ぶ保育・教育の充実.....	31
3-1 療育と保護者への支援の充実.....	32
3-2 保育・教育環境の整備.....	33
基本方針4 安全・安心な福祉のまちづくりの推進.....	34
4-1 防災・防犯対策の充実.....	35
4-2 多様な住環境の整備.....	36
4-3 道路・建物等のバリアフリー化の推進.....	37
基本方針5 保健・医療の充実.....	38
5-1 障がい者医療の支援体制の充実.....	39
5-2 精神障がい者等への支援の充実.....	39
基本方針6 生活支援サービスの充実.....	40
6-1 サービス提供体制の整備.....	41
6-2 家族への支援.....	42
6-3 経済的支援の推進.....	42
6-4 福祉サービスの質の向上.....	42
基本方針7 就労支援施策の充実.....	43
7-1 雇用・就労支援体制の充実.....	44
7-2 就労機会の充実.....	44
基本方針8 社会参加の拡大.....	45
8-1 余暇活動、生涯学習活動の充実.....	46
8-2 移動手段の確保.....	47
8-3 コミュニケーション支援等の充実.....	48
8-4 地域との関わりを持てる多様な拠点づくりの推進.....	48
基本方針9 計画推進基盤の整備.....	49
9-1 推進・チェック体制の確保.....	50
9-2 連携の推進.....	50



第4章 第7期新座市障がい福祉計画

第3期新座市障がい児福祉計画..... 51

第1節 計画の基本的理念.....	51
第2節 令和8年度の数値目標（成果目標）.....	54
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	54
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	55
(3) 地域生活支援の充実.....	56
(4) 福祉施設から一般就労への移行.....	58
(5) 就労支援センター事業の充実.....	61
(6) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実.....	63
(7) 重症心身障がい児を支援する事業所の確保.....	64
(8) 医療的ケア児のための支援の充実.....	65
(9) 相談支援体制の充実・強化等.....	66
(10) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	67
第3節 サービスの見込量と確保策.....	68
1 障がい福祉サービス.....	68
(1) 訪問系サービス.....	68
(2) 日中活動系サービス.....	71
(3) 自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援・地域生活支援拠点等.....	91
(4) 相談支援.....	97
(5) 障がい児支援.....	102
(6) 発達障がい者等への支援.....	115
(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	119
(8) 相談支援体制の充実・強化等.....	127
(9) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	130
2 地域生活支援事業.....	132
(1) 理解促進研修・啓発事業.....	132
(2) 自発的活動支援事業.....	133
(3) 相談支援事業.....	134
(4) 成年後見制度利用支援事業.....	136
(5) 成年後見制度法人後見支援事業.....	137
(6) 意思疎通支援事業.....	138
(7) 日常生活用具給付等事業.....	139
(8) 手話奉仕員養成事業.....	140
(9) 移動支援事業.....	142
(10) 地域活動支援センター機能強化事業.....	143
(11) その他の事業.....	145



資料編

資料1	障がい者数の推移	151
資料2	障がい者の生活や意識に関する調査の概要	155
資料3	「第6次新座市障がい者基本計画策定に伴う公聴会」の概要	157
資料4	策定体制	161
資料5	策定経過	163
資料6	諮問書	167
資料7	答申書	169
資料8	障がい者施策の主な歩み	171
資料9	用語解説	175

